

和佐地区防災計画



令和8年2月作成
和佐地区防災会

目次

はじめに

1 地区の概要

- (1) 地区の範囲及び人口世帯数 1
- (2) 地震・津波 2
- (3) 風水害 4
- (4) 土砂災害 7

2 防災活動

- (1) 和佐地区防災会規約 9
- (2) 平常時における防災活動 11
- (3) 中長期的な活動予定 12
- (4) 防災研修会の実施状況 13
- (5) 防災訓練の実施状況 14
- (6) その他の実施状況 15
- (7) 災害時における防災活動 16

3 資料編

- (1) 避難所一覧 17
- (2) 福祉避難所一覧 18
- (3) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル 18
- (4) 災害時の情報入手先 19
- (5) 南海トラフ地震臨時情報フロー図 20
- (6) 和佐地区防災士資格取得数（補助金利用） 21
- (7) 和佐地区防災資機材リスト 21
- (8) 災害「備え」チェックリスト 22
- (9) 避難行動の考え方 24
- (10) 大規模災害発生時の安否確認表示について 25

はじめに

和歌山市に影響をおよぼす災害として、南海トラフによる海溝型地震や中央構造線による内陸直下型地震、台風や集中豪雨による風水害等が想定されます。

和佐地区は、大雨によって紀ノ川の氾濫が発生した際は地区の大部分で浸水が想定されおり、山の斜面付近では土砂災害の被害が想定されている。

本計画では地域の実情に即したものとするため、具体的な情報を盛り込むことで、万一の場合に対応できるように安全に避難する計画を策定するものである。

1 地区の概要

(1) 地区の範囲及び人口世帯数

①地区の範囲

井ノ口、下和佐、禰宜、布施屋、和佐関戸、和佐中

②地区内の人口世帯数

・人口：5,574人 ・世帯数：2,428世帯
(令和7年4月1日現在の国勢調査基準人口世帯数)

(2) 地震・津波

①防災マップ 津波

全域で浸水しない想定である。

防災マップ 地震・津波編
西和佐・和佐を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/22_jishin_map.pdf

図1 和佐地区防災マップ（津波）

②和佐地区タイムライン（地震編）

※震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	住民	和佐地区防災会
初動対応	発災直後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる	安全確保	安全確保
	1時間まで	避難所開設 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	一時避難	地区防災本部設置 情報収集 安否確認 要配慮者支援
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	安全な場所へ避難する	避難所開設支援
	1日まで	物資の配布 自衛隊が到着	避難所を運営する	避難所運営体制の 構築 備蓄の配付
	3日まで	広域火災が鎮火、停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下		在宅避難者の把握
復旧期	2週間まで	行方不明者の搜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	罹災証明発行 仮設住宅入居開始		

(3) 風水害

①防災マップ 風水害編

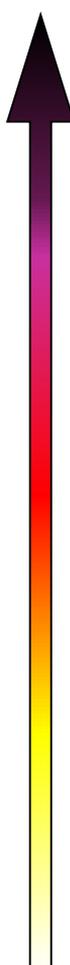
地区の大部分で浸水する想定である。

防災マップ 風水害編
西和佐・和佐を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/049/769/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/fusuigai/2_2_fusuigai_map.pdf

図2 和佐地区防災マップ（風水害）

②和佐地区タイムライン（水害版）



警戒 レベル	気象庁が発表	行 政	住 民	和佐地区防災会
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難する	
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	避難指示	近くの避難所や自宅の上階へ避難開始	支部や避難所と連携し、必要な支援を行う
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	要配慮者とその支援者は近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報		テレビやラジオ等で気象情報に注意する	インターネット等で情報を収集する
1	早期警戒情報			テレビやラジオ等で気象情報に注意する

③大雨時の避難行動

大雨に備え、下記のフロー図を参考に、あなたの避難行動を考えておきましょう。
 自宅周辺の危険な箇所等を確認してください。

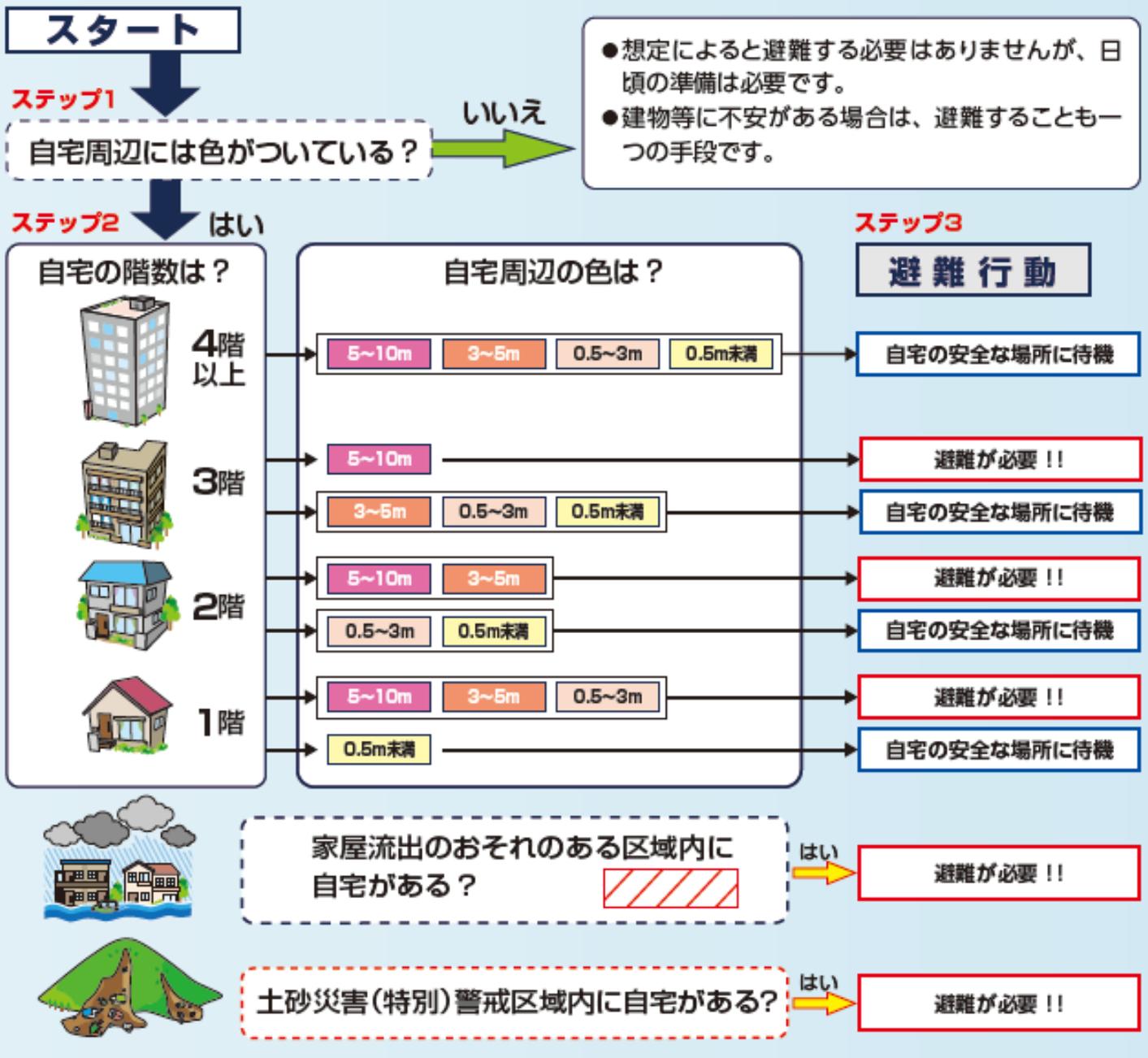
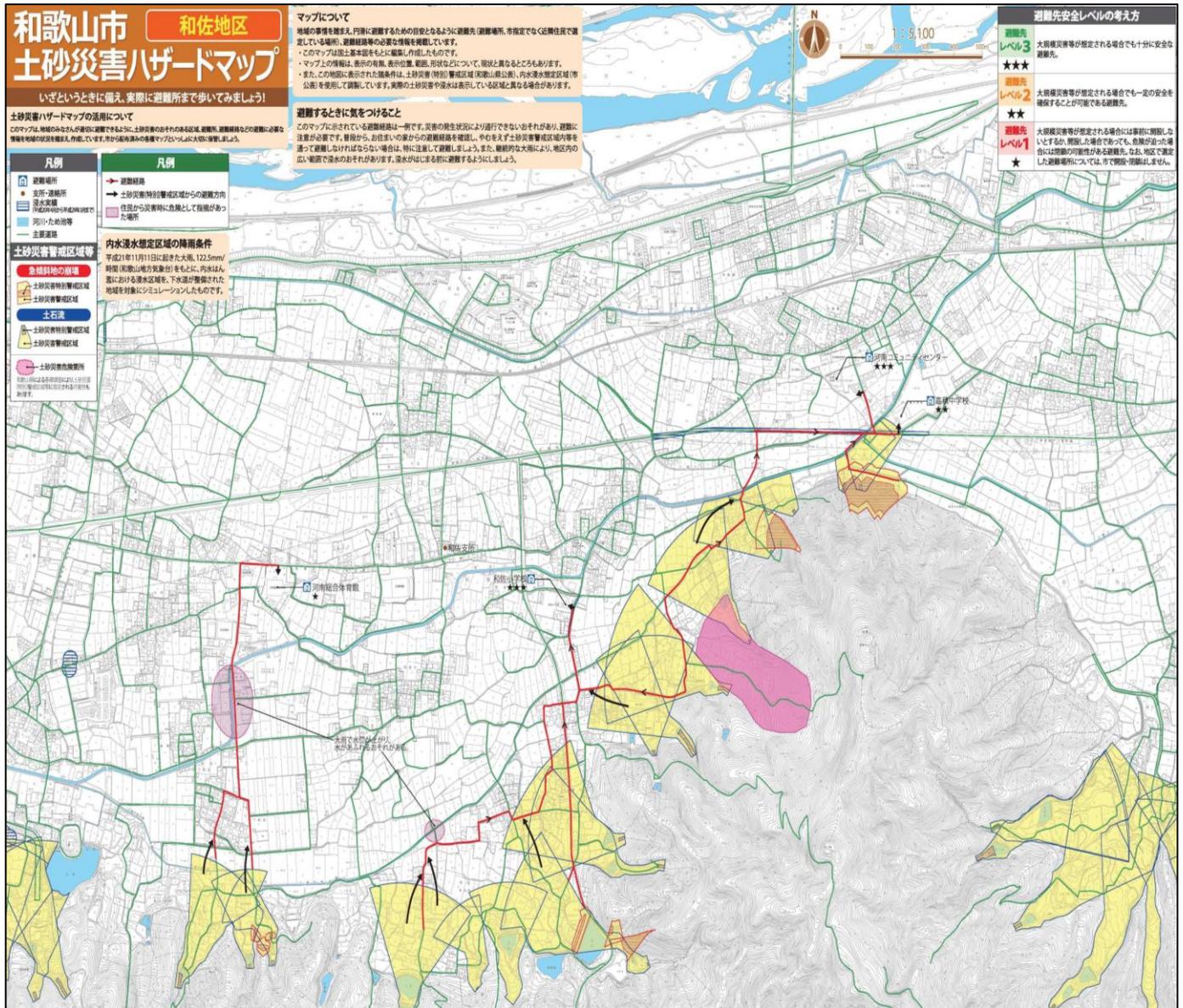


図3 大雨時の避難行動判断フロー図

(4) 土砂災害

土砂災害ハザードマップ

警戒区域及び特別警戒区域がある。



凡例

- 避難場所
- 支所・連絡所
- 内水浸水想定区域
- 浸水実績 (平成20年4月~平成28年3月まで)
- 河川・ため池等
- 幅3m以上の道路

土砂災害警戒区域等

- 急傾斜地の崩壊
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 土砂災害警戒区域
- 土石流
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 土砂災害警戒区域
- 地すべり
 - 土砂災害警戒区域
- 警戒区域等 (指定準備中)

凡例

- 避難経路
- 土砂災害(特別)警戒区域からの避難方向
- 危険箇所

図4 和佐地区土砂災害ハザードマップ

あなたのとるべき行動は！

Actions you should take

你应当采取的行動! 당신이 취해야 할 행동은!

情報収集



警報発令

避難準備



避難開始



土砂災害の種類

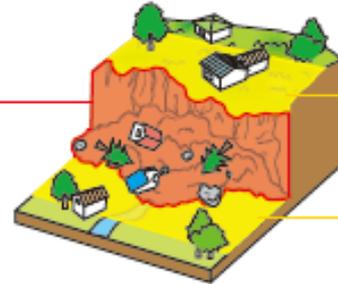


Types of landslide disasters 泥沙災害的种类 토사 재해의 종류

大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ、がけ崩れや土石流、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

土砂災害特別警戒区域

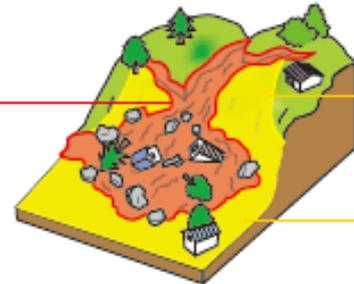


土砂災害警戒区域

地面にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

土石流

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

地すべり

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

大雨や長雨等により雨水が地面にしみ込み、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだすものをいいます。

図5 とるべき行動と土砂災害の種類

2 防災活動

(1) 和佐地区防災会規約

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、和佐地区防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(目的)

第2条 防災会は、災害対策基本法及び和歌山市地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 事務所は、和歌山市和佐支所内に置く。

(防災会の構成)

第4条 防災会は、地区で組織されている自治会、消防分団、防火委員会及び女性組織に所属する者をもって構成する。

2 防災会に広報部、防火部、救出・救護部、避難誘導部及び給食給水部を置く。

(事業)

第5条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防災に関する知識の普及に関すること。
- ② 災害発生時における情報収集・伝達・初期消火、救出・救護、応急手当及び避難誘導に関すること。
- ③ 防災訓練の実施に関すること。
- ④ 防災資機材の備蓄に関すること。

(役員)

第6条 防災会には、次の役員を置く

会長 1名 副会長 2名

(役員任期)

第7条 役員任期は、定例総会から次期定例総会までとする。

(役員職務)

第8条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には応急対策の指揮をとる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 部長は、担当部の職務遂行を行う。

(会議)

第9条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定例総会は、年一回開催する。
- 3 臨時総会は、会長又は役員会が必要と認めるとき招集する。
- 4 役員会は、構成員の2分の1以上が出席（委任状を含む。）しなければ開くことができない。
- 5 会長は会議の長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第10条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
 - ① 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - ② 防災知識の普及に関すること。
 - ③ 防災訓練に関すること。
 - ④ 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び炊き出しに関すること。
 - ⑤ その他必要とする事項。

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附則

この規約は平成11年8月11日から実施する。

(2) 平常時における防災活動

項目	具体的内容
防災訓練	避難所までの避難訓練や避難所受付訓練などを実施する。
防災講座	和歌山市職員出前講座で「和歌山市の災害と防災対策」及び「マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～」を受講する。
防火、 救出・救護の 慣熟	消防署が行う「防火・防災の集い」などを通じて、消火器の取扱いやAEDの取扱いを習熟する。
災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、住宅の耐震化・家具の固定や配置の重要性を周知するとともに、個人宅での備蓄を推奨する。 ・避難先や避難経路について家族と話し合う重要性を周知する。
安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の危険箇所を確認するために、まち歩きを実施する。 ・防災資機材の定期点検を行う。
要配慮者 支援体制の 整備	地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に迅速に避難できるように、必要に応じて防災訓練の内容を考える。

(3) 中長期的な活動予定

課 題	内 容
担い手の育成	和歌山県主催の防災士育成研修（紀の国防災人づくり塾）へ参加する。
災害時協力 井戸の普及	災害時に水道が機能しなくなった場合に備え、生活用水を確保するために、協力井戸の周知・登録を呼びかける。
地区内各種 団体との 協力・連携	消防団等各種団体や連絡所と災害時の役割を決めておく。

(4) 防災研修会の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災研修会	出前講座（和歌山市の災害と防災対策）	令和元年 5月26日 (日)

(5) 防災訓練の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災訓練 (年度開始)	消火訓練、炊出し訓練、防災機材展示	平成30年 11月11日 (日)
	避難訓練、救急救命講習、起震車	令和元年 5月26日 (日)
	消火訓練、炊出し訓練、防災機材展示	令和元年 11月10日 (日)
	炊出し訓練、防災機材展示	令和6年 11月10日 (日)
	炊出し訓練	令和7年 11月9日 (日)

(6) その他の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
地区防災計画 の見直し	一年間の防災活動の振り返りを行い、本計画の見直しを行う。	毎年5月の 総会時

(7) 災害時における防災活動

活動名	活動内容
応急対策の指揮	会長（副会長）は、防災会を代表して災害発生時に応急対策の指揮を執り、部長は担当部の任務遂行を行う。
情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none">・地区の被害状況を把握する。・災害が発生または危険が予想される場合、連絡網等を使用して住民に避難するように呼び掛ける。
現場活動	<ul style="list-style-type: none">・地区で発生した火災の初期消火を行う。・被災者の救出・救護を行う。
避難誘導	避難者の避難誘導を行う。
要配慮者の支援	要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。
避難所の運営	和佐小学校、高積中学校、河南コミュニティセンター及び河南総合体育館の避難所運営を行う。 <ul style="list-style-type: none">・避難所にて炊出しを行う。・女性の避難者などへの声掛けを行う。

3 資料編

(1) 避難所・避難場所一覧

区分	所在地(電話)	避難先 安全レベル
和佐小学校	和歌山市祢宜949-2 TEL 073-477-0016 FAX 073-477-4311	・ 洪水3 ・ 土砂3 ・ 津波3
高積中学校	和歌山市布施屋112-2 TEL 073-477-0595 FAX 073-477-0004	・ 洪水3 ・ 土砂2 ・ 津波3
河南コミュニティセンター	和歌山市布施屋41 TEL 073-477-6522 FAX 073-477-6533	・ 洪水2 ・ 土砂3 ・ 津波3
河南総合体育館	和歌山市和佐中165-1 TEL 073-477-4009 FAX 073-477-4010	・ 洪水1 ・ 土砂3 ・ 津波3
松下公園	和歌山市祢宜1264	・ 津波3
和佐児童遊園	和歌山市祢宜1224-1	・ 津波3
高積神社	和歌山市祢宜1390	・ 津波3
県営千旦団地10号棟	和歌山市祢宜1341-3	・ 洪水3 ・ 津波3

(2) 福祉避難所

施設名	所在地(電話)	受入対象者
特別介護老人ホーム みどりが丘ホーム	和佐中213-1 (073-477-4374)	・要介護者

(3) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル

□ 緊急時の連絡先

行政機関	和歌山市消防局	073-422-0119	ライフライン	和歌山市企業局	073-435-1124
	和歌山県警察本部	073-423-0110		関西電力(株) 電気設備に関する お問合わせ(停電等)	0800-777-3081
	和歌山市耕地課	073-435-1051		西日本旅客鉄道(株) お客様センター	0570-00-2486
	和歌山市総合防災課	073-435-1199		【電話】会社名:	
公共医療機関			その他	【ガス】会社名:	

※【電話】・【ガス】は契約会社に確認して記入してください。

□ 災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤル(171)は、「声の伝言板」(安否情報)の役割をする電話サービスです。被災地内とその他の地域の人々との間で、伝言の録音・再生をすることができます。

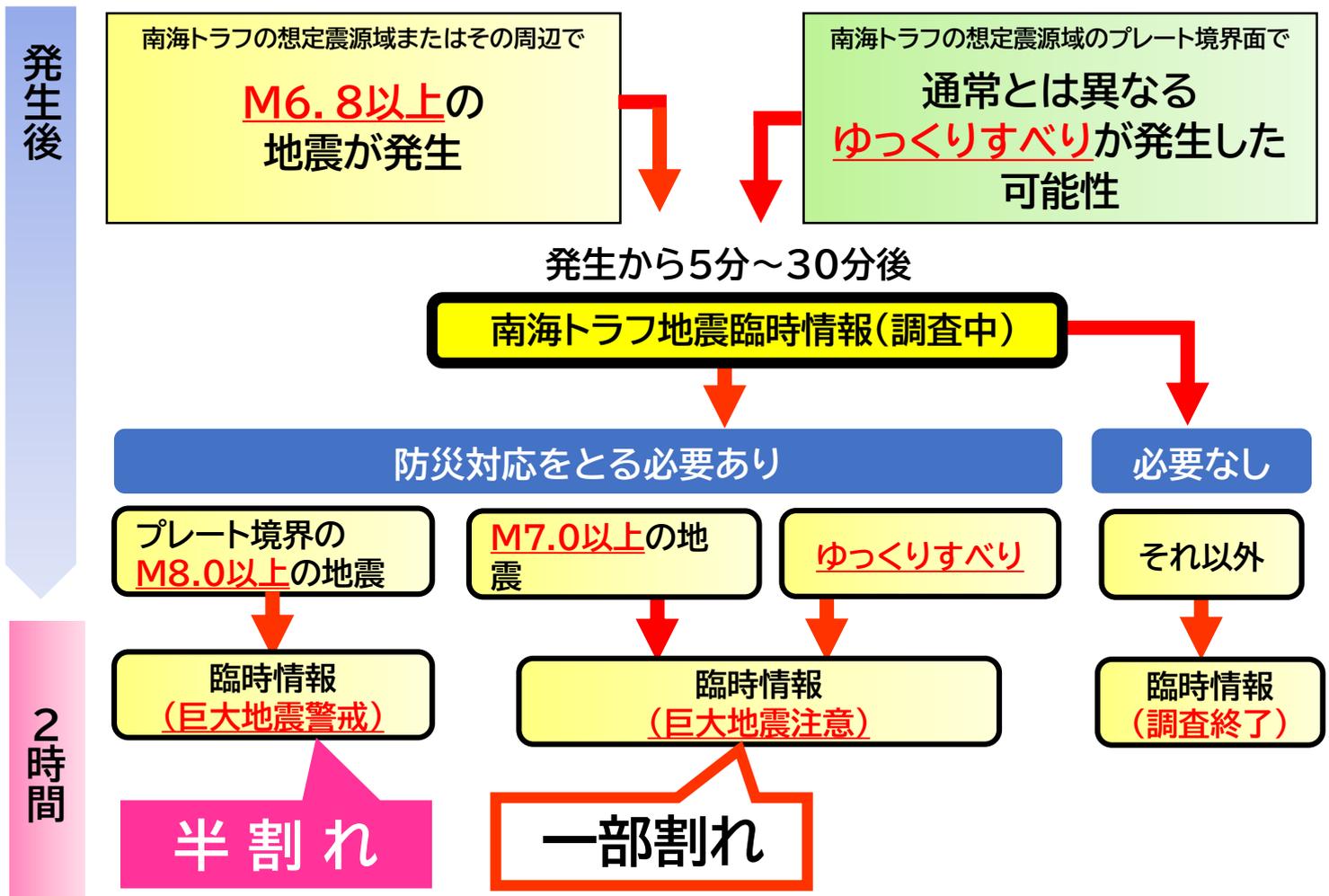
「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音・再生をしてください。

伝言の録音	1 7 1 + 1 +	被災地の人の電話番号 (市外局番から)	→	録音
伝言の再生	1 7 1 + 2 +	被災地の人の電話番号 (市外局番から)	→	再生

(4) 災害時の情報入手先

内 容	QRコード等
防災情報電話案内サービス 防災行政無線の放送内容を聞くことができる。	0120-077-199
和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容をメールで確認することができる。	
和歌山市ホームページ	
和歌山地方気象台ホームページ	
関西電力停電情報	
和歌山県防災ナビ 避難に役立つ機能を備えている。 ・ 避難先検索 ・ 避難カードの共有 ・ 家族の居場所確認 ・ ルートナビ ・ 避難トレーニング ・ 防災情報通知	

(5) 南海トラフ地震臨時情報フロー図



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

地震発生からの目安	南海トラフ地震臨時情報		
	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
～1週間	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 事前避難の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 	
～2週間	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 		
2週間～	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

日頃からの備えのポイント！

- ・防災ハザードマップで災害リスクや避難場所等の確認
- ・家庭における備蓄品(飲料水・食料・日用品等)の確認
- ・地震の揺れへの対策(家具の固定・住宅の耐震化等)
- ・防災情報の収集手段の確認(防災情報メール等)

(8) 災害「備え」チェックリスト

【非常用持ち出し袋】

～ 避難の際に持ち出すもの ～



- いざというときに速やかな避難ができるように、必要最小限のものをリュックサックなどにまとめておきましょう。
- 家族構成を考えて他に必要なものがあれば用意しておきましょう。

飲料水・食料(最低1日分 飲料水/500mlペットボトル2本 食料(調理不要なもの/3食分)

- 飲料水
- 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- ヘルメット
- 衣類・下着
- レインウェア
- 懐中電灯
- マッチ・ろうそく
- 携帯トイレ
- ビニール袋
- 予備電池
- 軍手
- 救急用品(絆創膏等)
- 洗面用具
- 携帯ラジオ
- 携帯充電器
- タオル
- アルミブランケット
- 筆記具
- ホイッスル
- 緊急連絡先カード

《感染症対策にも有効です!!》

- マスク
- 体温計
- 消毒用アルコール
- ウエットティッシュ
- ハンドソープ

【子供がいる家庭の備え】

- ミルク
- 哺乳瓶
- 離乳食
- 子供用紙おむつ
- 携帯用お尻洗浄機
- おしりふき
- 子供の靴
- 抱っこひも
- 携帯カトラリー
- ネックライト
- 衣類

【女性の備え】

- 生理用品
- おりものシート
- サニタリーショーツ
- 中身の見えないごみ袋
- 防犯ブザー
- ポンチョ (携帯トイレ用)

《一緒に持出しましょう!!》

- 現金
- 通帳
- 免許証
- 健康保険証
- パスポート
- マイナンバーカード
- 常備薬
- お薬手帳
- 健康の維持管理上必要なもの

【非常備蓄品】

～自宅に備えておくもの～

- 非常備蓄品として、飲料水・食料、その他生活用品を自宅に備えておきましょう。
- 7日間分を目安に備えましょう。

- 飲料水
- 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- 毛布
- ラップ
- 簡易トイレ
- トイレットペーパー
- カセットコンロ
- ウエットティッシュ
- ポリタンク
- ビニール袋(大・中・小) 等



冬の災害に備えて非常持ち出し袋に入れるべきもの一覧

● 冬の避難の特性

- ・ 冬の避難は、避難所でも屋外でも低体温症の危険があります。
- ・ 冬の非常持ち出し袋は、通常の非常持ち出し袋よりも温かさを重視して準備する必要があります。持ち出し袋の中身に保温できる衣類、雨や雪で濡れた際の着替え、使い捨てカイロ、カロリーの高い携帯食などを入れておくようにしましょう。

【防寒】

- アルミブランケット(体温保持)

※ 防寒だけでなく、目隠しや風呂敷代わりなど多用途で使える。

- レインポンチョ・コート
- 軽量ダウンジャケット
- 防寒手袋・ニット帽
- ネックウォーマー
- 厚手靴下
- 着替え



※ 温かさを保てるよう、レインポンチョ・コート・アルミブランケット・マフラー・手袋・帽子・厚手の靴下などでできるだけ身体を覆うと良い。

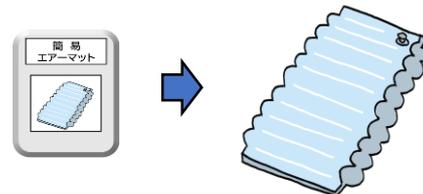
- 使い捨てカイロ

※ 使いたい場所に応じて「貼るタイプ」「貼らないタイプ」どちらもあると便利。

- 簡易エアーマット

※ 床の硬さ対策、床からの冷えを防ぎます。

- スリッパ(上履き)



冬場の体育館の床は冷えるので、靴下だけでなく上履きがあると良い。

【栄養価の高い食べ物】

- 栄養スティック(バランス栄養食)
- エネルギーゼリー
- ようかん、飴、チョコレート



※ 体内から熱を作れるよう、チョコレートやようかんなどのカロリーの高い食べ物も備えておきましょう。

(9) 避難行動の考え方



ひなん
「避難」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



**行政が指定した避難場所
への立退き避難**

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等



**安全な親戚・知人宅
への立退き避難**

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

**安全なホテル・旅館
への立退き避難**

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

■■■■ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。

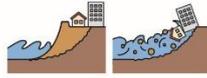


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

出典：「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」（内閣府）
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

24

安否確認表示

Safety Confirmation Display

黄色い布は「無事です!!」の目印!

安否確認表示とは、在宅者全員の無事を確認できたとき、黄色い布を玄関やポストなどの確認しやすい場所へ掲げることにより、救助する者が安否を確認しやすくなることで、地域における迅速な救助活動を促すものです。

黄色い布がないとき

応答があるまで**無事**が確認できません。



黄色い布があるとき

外から見るだけで**無事**とわかります。



みなさまへお願い

- ① 普段は、玄関付近(例:下駄箱等)に非常用持出袋と一緒に置き、すぐに出せるように保管してください。
- ② 大規模な地震発生後、在宅者全員の無事を確認し、全員無事るとき黄色い布を玄関先等に掲示してください。
- ③ 避難する際は、主幹ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、施錠をする等「安全・防犯」処置をした上で避難するようにしてください。

【問い合わせ先】
和歌山市
危機管理局 危機管理部 地域安全課

〒640-8157 和歌山市八番丁12番地
電話 073-435-1005
FAX 073-435-1278